

第3期データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）【概要版】

令和6年3月作成
福井市 保健衛生部 保険年金課

1 計画の背景及び趣旨

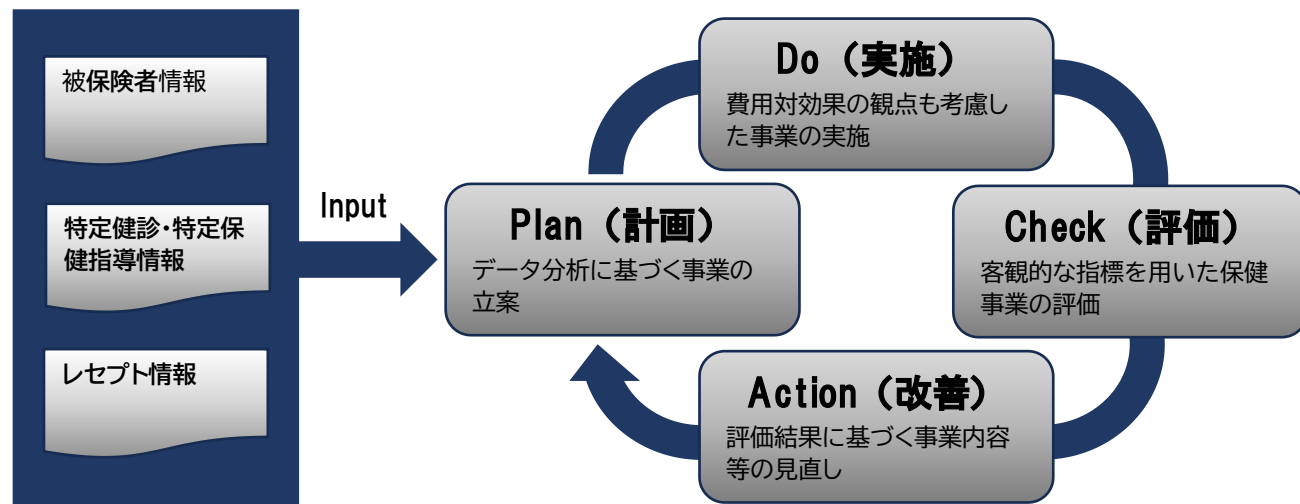
(1) データヘルス計画

- 平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」ことが示された。
- これを踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(以下「実施指針」という。)」において、保険者は「健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと」とされた。

(2) 特定健康診査等実施計画

- 平成20年4月に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」において、保険者は、40歳から74歳までの加入者に対する糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査(特定健康診査)・保健指導(特定保健指導)の実施が義務付けられた。
- また、同法第19条には、「保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、6年ごとに、6年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとする」と規定されている。

「実施指針」において、「特定健康診査等実施計画は保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定めるものであることから、より効果的かつ効率的に実施することができるよう、可能な限りデータヘルス計画と一体的に策定することが望ましい」とされている。



2 計画期間

- 令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とする。

3 計画の構成

第1章	基本的事項	第2章	現状の整理
第3章	保健・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出	第5章	保健事業の内容
第4章	データヘルス計画の目的・目標	第7章	計画の公表・周知
第6章	計画の評価・見直し	第9章	地域包括ケアに係る取組
第8章	個人情報の取扱い		

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査等実施計画

第10章	第4期 特定健康診査等実施計画
1	第4期計画における目標設定
2	特定健診・特定保健指導の実施方法
3	特定健診受診率・特定保健指導実施率向上に向けた主な取組

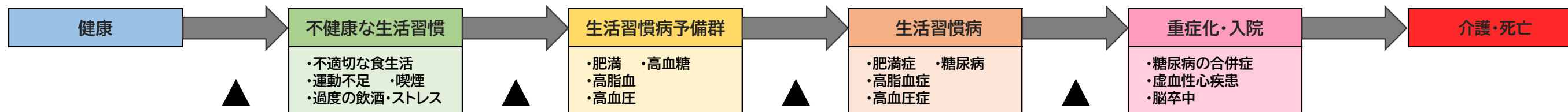
4 評価指標・目標値

評価指標			現状値 (R04)	目標値 (R11)
短期	共通※	運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる者の割合	40.7%	46.0%
	共通	運動習慣のある者の割合	43.2%	49.0%
短期	共通	特定健診受診率	30.7%	60.0%
短期	共通	特定保健指導実施率	11.6%	60.0%
中期	共通	特定保健指導対象者の減少率	22.5%	25.5%
		メタボ該当者の割合	19.7%	19.1%
短期	共通	HbA1cが6.5%以上で糖尿病のレセプトがない者の割合	13.5%	9.9%
		血圧がI度高血圧(140/90)以上で高血圧のレセプトがない者の割合	44.9%	39.0%
		LDL-Cが160mg/dl以上で脂質異常症のレセプトがない者の割合	65.8%	60.0%
中期	共通	HbA1cが6.5%以上の者の割合	9.8%	8.0%
		血圧がI度高血圧以上の者の割合	26.9%	25.8%
		LDL-Cが160mg/dl以上の者の割合	9.8%	9.2%
長期		虚血性心疾患の入院受診率	5.4	4.7
		脳血管疾患の入院受診率	8.7	8.3
		慢性腎臓病(透析あり)の外来受診率	30.1	27.1

※ 福井県が標準化として、県内の生活習慣病等に関する現状と課題に対応した項目を整理し、設定した共通の評価指標

5 データヘルス計画の全体像

生活習慣病のイメージ



健康づくり

早期発見・特定健診

生活習慣病発症予防・保健指導

重症化予防

健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出

- 特定健診の質問票の回答割合について、国や県と比較すると、「食べる速度が速い」「間食毎日」が高い
⇒ 国や県と比較して、食習慣の改善が必要と思われる人の割合が高い
- 運動習慣がある者の割合は、43.2%である
⇒ 運動不足の者の割合は、国や県と比較すると低いものの、生活習慣病のリスク要因として引き続き対策を行う必要がある

- 令和4年度の特定健診受診率は30.7%である
⇒ 特定健診受診率は、国と比べて低い
- 特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は6,890人である
⇒ 特定健診対象者のうち23.8%は、健診未受診かつ生活習慣病の治療を受けていないため、健康状態が不明の状態にある

- 特定健診有所見該当者の割合について、国を100とした標準化比は、男性では「腹囲」「HbA1c」が、いずれの年代においても100を超えている
- 女性では「HbA1c」「中性脂肪」が、いずれの年代においても100を超えている
- 令和4年度のメタボ該当者の割合は19.7%(1,742人)、メタボ予備群該当者の割合は12.1%(1,068人)で、平成28年度と比較すると、いずれも増加している
⇒ メタボ該当者の割合及びメタボ予備群該当者の割合は、増加傾向である
- 令和4年度の特定保健指導実施率は11.6%で、国と比べて大幅に低い
⇒ 該当者に対して十分な保健指導が実施できていない

- 重篤な疾患の標準化死亡率[※]は、急性心筋梗塞134.9(男性)109.1(女性)、脳血管疾患93.7(男性)89.6(女性)である
- 保健事業により予防可能な疾患について入院医療費の上位をみると、脳血管疾患が第4位(4.6%)であり、受診率は国の0.85倍で、虚血性心疾患が第11位(3.2%)、1.15倍である
⇒ 虚血性心疾患は、標準化死亡率と入院受診率がともに国と比べて高い
- ⇒ 脳血管疾患は、標準化死亡率と入院受診率がともに国と比べて低いが、入院医療費の4.6%を占めており(第4位)、要介護の原因にもなっている
- 慢性腎臓病(透析あり)の受診率は30.1で、国との比は0.99であり、透析なしは13.9、0.96である
⇒ 慢性腎臓病(透析あり・なし)の受診率を国と比較すると、「透析あり」よりも「透析なし」の方が低く、早期段階での適切な治療が行えていない可能性がある
- 受診勧奨対象者のうち未治療者は、血糖(HbA1cが6.5%以上)では116人、血圧(I度高血圧以上)では1,068人、脂質(LDL-Cが160mg/dL以上)では570人である
⇒ 重篤な疾患の原因となる基礎疾患について、特定健診で受診勧奨判定値を上回ったにもかかわらず未治療の者が、高血糖では13.5%、高血圧では44.9%、脂質異常では65.8%存在している

※ 基準死亡率(人口10万対の死者数)を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死者数と実際に観察された死者数を比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡率が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される

データヘルス計画における目的の設定

被保険者が健康的な生活習慣を維持し、生活習慣病の発症・進行を予防する

40歳以上の被保険者が特定健診を受診し、自身の健康状態を把握する

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者が、生活習慣の改善に取り組み、メタボから脱却する

基礎疾患(糖尿病、高血圧症、脂質異常症)の有所見者が、適切な医療機関の受診と生活習慣改善により、重症化を予防する

個別事業の設定

「プラス1皿の野菜」の推進

- バジ・ファースト応援教室
- WEB上でのバジレシピ公開

健康ポイント事業

アプリ等を活用し、ウォーキングの歩数や野菜摂取等に応じてポイントを付与する

特定健診未受診者勧奨

未受診者に対して通知物等による受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る

- 通知や電話による受診勧奨
- 健診機関と協力した勧奨
- 診療情報等の活用

特定保健指導実施率向上事業

特定健診の結果、生活習慣病リスクがある者に対して保健指導を実施し、生活習慣病を予防する

- 通知や電話による利用勧奨
- 健診当日の初回面接同時実施の推進
- 効果が現れる保健指導づくり

糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病や慢性腎臓病の未治療者等に対し、医療機関と連携し、受診勧奨や保健指導を実施する

- 受診勧奨
- 医療機関との連携
- 重症化予防対策協議会
- 保健指導実施者研修

高血圧症及び脂質異常症重症化予防事業

高血圧症及び脂質異常症の有所見者に対し、訪問等による受診勧奨や保健指導を実施する

- 訪問指導
- 予防教室